

# 中播衛生施設事務組合の給与・定員管理等について

(平成 31 年 4 月公表分)

## 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28 年度の人件費率
29 年度	千円 268,307	千円 9,441	千円 33,797	% 12.6	% 12.4

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29 年度	人 4	千円 16,487	千円 2,730	千円 6,560	千円 25,777	千円 6,444

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、29 年 4 月 1 日現在の人数である。

### (3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ① (給料表の見直し)

[ 実施 未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引き下げ。1 級 (全号給) 及び 2 級 12 号給までは号給の引き下げはなし。3 級以上の級の高位号給は最大 4%引き下げ。5 級、6 級に号給を増設。激変緩和のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

#### ②その他の見直し内容

単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日)

#### (その他)

職員の給与については、「福崎町一般職の職員の給与に関する条例」を準用している。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中播衛生施設事務組合	43.5 歳	347,675 円	421,707 円	385,487 円
兵庫県	44.5 歳	339,100 円	433,818 円	392,523 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 30 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		中播衛生施設事務組合	兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	185,800 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	151,500 円	148,600 円

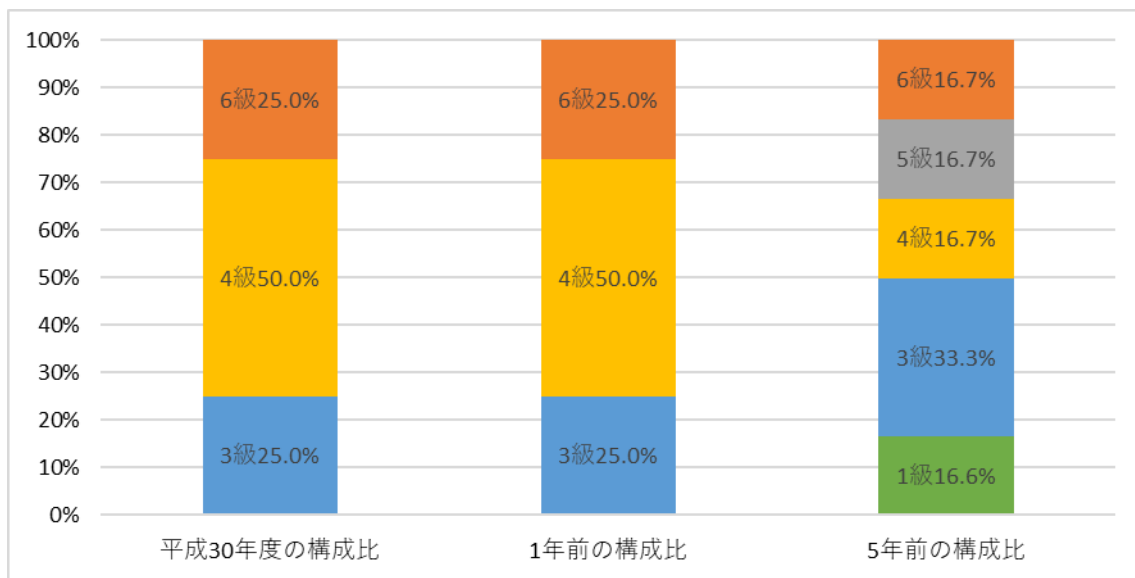
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	事務局長・課長	0 人	0.00%	362,900 円	444,900 円
6 級	事務局長・課長	1 人	25.0%	319,200 円	410,200 円
5 級	課長・副課長・次長	0 人	0.00%	288,900 円	393,000 円
4 級	課長補佐・係長・主査	2 人	50.0%	263,000 円	381,000 円
3 級	係長・主査	1 人	25.0%	230,000 円	350,000 円
2 級	主事	0 人	00.0%	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	0 人	0.00%	144,100 円	247,600 円

(注) 1 準用する福崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年1月1日から、1級・2級を1級とし、3級を2級とし、4級・5級を3級とし、6級を4級とし、7級を5級とし、8級を6級とし、新たに7級を設けた新給料表に移行している。

## (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

中播衛生施設事務組合	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,640 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,865 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している			○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率			○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）			○	
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

##### (2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

中播衛生施設事務組合				国			
(支給率)	自己都合	定年・勲奨		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.2708 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)				定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	

##### (3) 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29年度決算）			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全域	0 %	0 人	0 %

(注) 平成 21 年度から地域手当の制度を廃止した。

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度決算)	362	千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)	121	千円
支給実績 (28 年度決算)	373	千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (28 年度決算)	124	千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者 10,000 円、子 8,000 円、父母等 6,500 円、配偶者がいない場合の親族の 1 人目子は 10,000 円、父母等は 9,000 円。16～22 歳の子に対する加算各 5,000 円	同じ	—	664 千円	221,333 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額 27,000 円、自宅に居住する世帯主である職員に 2,500 円	異なる	自宅は支給なし	354 千円	177,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者 1 ヶ月当たりの支給限度額 55,000 円、交通用具利用者 3,500～35,000 円	異なる	交通用具利用者の上限 31,600 円	528 千円	176,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。事務局長及び課長 17/100、副課長及び次長 12/100	異なる	職責に応じた額 49,600 円～88,500 円/月	822 千円	822,324 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務 1 回につき 4,200 円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務 1 時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給。勤務 1 時間当たりの給与額×(135/100～150/100)	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。30,000 円+加算額	同じ	—	0 千円	0 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		報 酬 年 額
報 酬	管 理 者	0 円
	副 管 理 者	0 円
	監査委員（識見）	30,000 円
	監査委員（議員）	15,000 円
報 酬	議 長	35,000 円
	副 議 長	32,000 円
	議 員	30,000 円

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

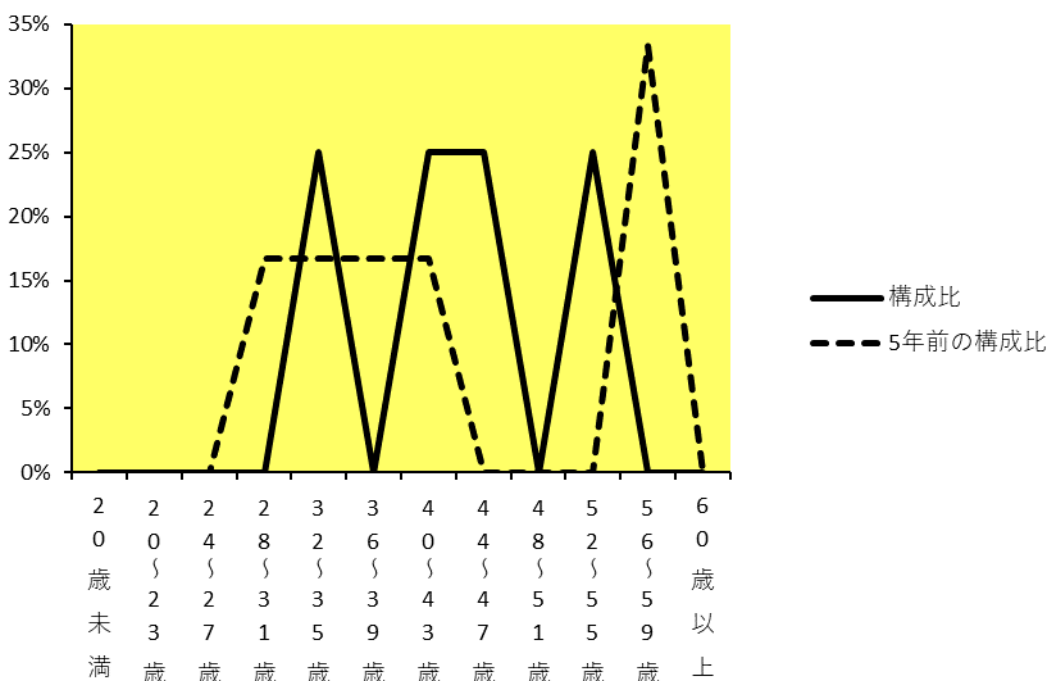
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成 29 年	平成 30 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総 務	4 人	4 人	0 人	
		計	4 人	4 人	0 人	
	教 育 部 門					
	消 防 部 門					
	小 計		4 人	4 人	0 人	
合 計			4 人 [8 人]	4 人 [8 人]	0 人 [0 人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	0人	0人	4人

(3) 職員数の推移

年度 部門	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	6人	6人	5人	4人	4人	4人	△2人(△33.3%)
合計	6人	6人	5人	4人	4人	4人	△2人(△33.3%)